

入札説明書

秋田東警察署では、「飲料水等自動販売機の設置場所貸付」に係る一般競争入札を実施します。

入札に参加する者は、この説明書をよく読み、次の各事項を承知した上で参加してください。

1 入札に付する事項

(1) 飲料水等自動販売機設置のために貸し付ける場所及び面積

| 所在地 | 設置（貸付）箇所 | 台数 | 位置図 | 貸付面積 |
|-------------------------------|--|----|--------------------------------|------------------------|
| 秋田市上北手百崎字内山 60-2 秋田東警察署 | 物件番号 東-① 犯罪被害者支援募金付 飲料水等自動販売機 (1階ロビー) | 1 | 別紙「自動 販売機設置 位置図」の とおり | m ² 1.66 |
| 秋田市上北手百崎字内山 60-2 秋田東警察署 | 物件番号 東-② 犯罪被害者支援募金付 飲料水等自動販売機 (1階ロビー) | 1 | 別紙「自動 販売機設置 位置図」の とおり | m ² 1.66 |

※貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含みます。

(2) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間（自動更新なし）

(3) 貸付条件等

別添「飲料水等自動販売機の設置場所貸付に係る仕様書」による。

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年3月14日秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあつては秋田県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては秋田県内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有していること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、国又は地方公共団体の貸付者より、契約義務違反による契約解除を申し渡された者でないこと。
- (7) 秋田県税を滞納していないこと。

- (8) 落札者決定の後、(公社)秋田被害者支援センターと犯罪被害者支援募金に係る協定を結ぶことが出来る者であること。募金の額は、売上げの5%以上とする。さらに当該機器において、その旨をステッカー等で周知すること。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年2月25日(水)

午前10時30分：物件番号 東-①、午前11時00分：物件番号 東-②

(2) 場所

秋田市上北手百崎字内山60-2

秋田東警察署 2階捜査会議室

4 入札方法等

(1) 入札方法

入札書は封筒に入れ、封筒の表面に件名(「設置公所名」「設置箇所」等)及び住所・氏名を記載してください。

(2) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、貸付期間中の総額とします。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

その際の入札価格は、1(2)に記載した期間の設置が、安定的に継続できるような価格である必要があります。

(3) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状を提出してください。

(4) 再度の入札

ア 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行います。

イ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、再度の入札の結果、最高の価格の入札者と随意契約に移行するものとします。

(5) その他

ア 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書換え、引換え又は撤回することはできません。

イ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

5 入札保証金

免除します。

6 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ア 入札に参加する資格のない者がした入札
- イ 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理の場合も含む。）
- ウ 委任状を提出しない代理人のした入札
- エ 不正行為による入札
- オ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- カ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
- キ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- ク 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

(2) 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とします。失格となった者は、再度の入札に参加できません。

7 落札者の決定方法

- (1) 県が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

8 契約

- (1) 別添県有財産賃貸借契約書（標準）のとおりとします。
- (2) 契約保証金は免除します。
- (3) 落札者は決定通知後5日以内に、契約書に記名押印のうえ秋田東警察署長に提出してください。
- (4) 落札者が契約を締結しない場合（上記(3)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失います。
- (5) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

9 協定締結（犯罪被害者支援募金付飲料水自動販売機）

飲料水自動販売機については、落札者決定後、速やかに（公社）秋田被害者支援センターと犯罪被害者支援募金に係る協定を結ぶこととし、募金の額は、売り上げ額の5%以上とします。更に当該機器において、その旨をステッカー等で周知してください。

10 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）及び秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）の定めるところによります。

- (2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはなりません。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、現に受けている行政財産使用許可の取消並びに県有財産貸付契約の解除を行うことがあります。